

# 一戸町景観計画



平成 25 年 4 月

一戸町

## はじめに



「豊かな自然と歴史、文化が薫り、  
生きる喜びと誇りを持てるふるさと 一戸」の実現に向けて

わたしたちの町、一戸町は奥中山高原をはじめとする豊かな山並みと清き流れをたたえる馬淵川などの豊かな自然に恵まれる一方で、山間に盛時のたたずまいが残る奥州街道や江戸時代からの古民家が保存されるなど歴史的建造物や遺跡が数多く残されています。

その中でも御所野遺跡は縄文時代の大規模遺跡でストーンサークルを中心に複数の集落が計画的に配置された集落であることが分かり、縄文時代の社会構造を知る上で重要な遺跡として国指定史跡となりました。さらに歴史的・文化財的価値が高く評価され、ユネスコ世界遺産暫定リストに掲載されました。

これまで経済成長期のまちづくりは、経済性や効率性、機能性を重視したことにより、ともすれば美しさへの配慮を欠いた雑然とした、画一的な景観を全国各地で生み出してきました。

しかしながら、住環境や社会環境の変化等により、良好な景観に対する関心や要望が高まりつつあります。

このような状況の中、本町は、御所野遺跡の世界遺産登録への気運の高まりとともに、一戸の気候や風土、歴史や文化に根ざした美しさに輝くまちづくりに向かって、新たな歩みを始めています。

一戸町景観計画は、本町の良好な景観を次代へと継承するとともに、にぎわいや活力の感じられる新しい風景を創り出し、自然と人の営みが調和した景観づくりを誘導するために策定いたしました。

良好な景観は、町民、事業者、行政など、本町の景観づくりに関わる全ての主体の連携により、つくりあげていくものと考えます。景観計画に掲げた目標像「豊かな自然と歴史、文化が薫り、

生きる喜びと誇りを持てるふるさと 一戸」の実現に向けて、町民の皆様一人ひとりのご協力をお願いいたします。

結びに、計画策定に当たり貴重なご提言をいただきました一戸町景観計画策定委員やアンケート調査などにご協力いただきました町民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 25 年 3 月  
一戸町長 稲葉 暉

## 目 次

<b>第1章 景観計画の基本事項</b> . . . . .	1
1. 景観計画とは . . . . .	1
2. 一戸町景観計画の位置付け . . . . .	2
3. 本計画の構成 . . . . .	3
4. 景観計画の使い方 . . . . .	4
<b>第2章 一戸町の景観特性と景観形成の取り組み</b> . . . . .	5
1. 一戸町の景観特性 . . . . .	5
2. 景観形成の取り組み . . . . .	10
<b>第3章 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）</b> . . . . .	12
1. 景観計画区域と区域区分 . . . . .	12
2. 一般地域 . . . . .	12
3. 特定景観地域 . . . . .	14
<b>第4章 景観づくりの基本理念・目標像・基本目標</b> . . . . .	15
1. 景観づくりの基本理念 . . . . .	15
2. 景観づくりの目標像 . . . . .	15
3. 景観づくりの基本目標 . . . . .	16
<b>第5章 良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第3項）</b> . . . . .	17
1. 基本方針 . . . . .	17
2. 自然景観の保全と育成 . . . . .	18
3. 農山村景観の保全と育成 . . . . .	18
4. 市街地景観の保全と育成 . . . . .	19
5. 歴史文化景観の保全 . . . . .	20
<b>第6章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）</b> . . . . .	21
1. 施策の体系 . . . . .	21
2. 届出対象行為 . . . . .	22
3. 景観形成基準 . . . . .	29
4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 . . . . .	45
5. 屋外広告物の表示及び掲出する物件に関する行為の制限 . . . . .	45
6. 景観重要公共施設等の整備に関する事項（指定方針等） . . . . .	45
7. 景観農業振興整備計画の策定に関する基本的な事項 . . . . .	46
<b>第7章 良好な景観の形成のための取り組み</b> . . . . .	47
1. 町民・事業者・行政の役割 . . . . .	47
2. 良好な景観形成の推進のための取り組み . . . . .	48
3. 身の回りの景観に向けた暮らし方の提言 . . . . .	49

# 第1章 景観計画の基本事項

## 1. 景観計画とは

「景観法」は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、平成16年6月に定められた法律です。

「景観計画」は、この「景観法」を根拠とし、景観づくりを進める上での基本となる総合的な計画です。一律に景観に関する規制を定めるものではなく、良好な景観の形成を実現するために地域の特性に応じた取り組みを支える計画となっています。

### (1) 「景観計画」は「景観行政団体」が作成します。

「景観計画」は、「景観行政団体」という景観行政の担い手が作成することになっており、この「景観計画」は、平成25年1月に景観行政団体となった一戸町が作成主体です。

### (2) 「景観計画」を定めることで、美しい景観づくりが可能となります。

現在、一戸町においては、景観を良いものにしたい、残したいという思いはあっても、町民共通の目標や具体的な基準がなく、また法律の後ろ盾もないため、土地の利用の仕方や建物の建て方への配慮を「お願いする」ことしかできません。

この「景観計画」は、美しい景観づくりを進める区域を定め、その区域における景観づくりの基本方針とともに、これを実現するための土地の利用の仕方や建物の建て方に対するルールを必要に応じて定めることができることとなっています。

### (3) 「景観計画」は、地域の特徴に応じて、必要なルールを定めることが可能です。

「景観計画」に定めるルールは、歴史的なまち並みの残る地域や一般的な住宅地などの地域特性に応じて、必要となる内容や程度を自由に組み合わせることができます。また、景観に与える影響の大きい大規模な建物や開発のみを対象にルールを定めることも可能となっています。

自由度が高いだけに、「どの景観を守るのか」「どこを改善するのか」といった方針を明確化し、これを実現するために「どのようなルールが必要か」を定めることが重要となります。

どこを対象とするか ・ 歴史的街区 ・ 幹線道路沿道 ・ 里山、田園風景 など	何を対象とするか ・ 建物の形 ・ 建物の高さ ・ 色彩 など	どの程度のルールとするか ・ 方針レベル 弱 ・ 指針レベル 中 ・ 基準レベル 強
--	--	---

※ 「どこ」の「何」を対象に、「どの程度」のルールとすることを組み合わせて良好な景観を誘導する

## 2. 一戸町景観計画の位置付け

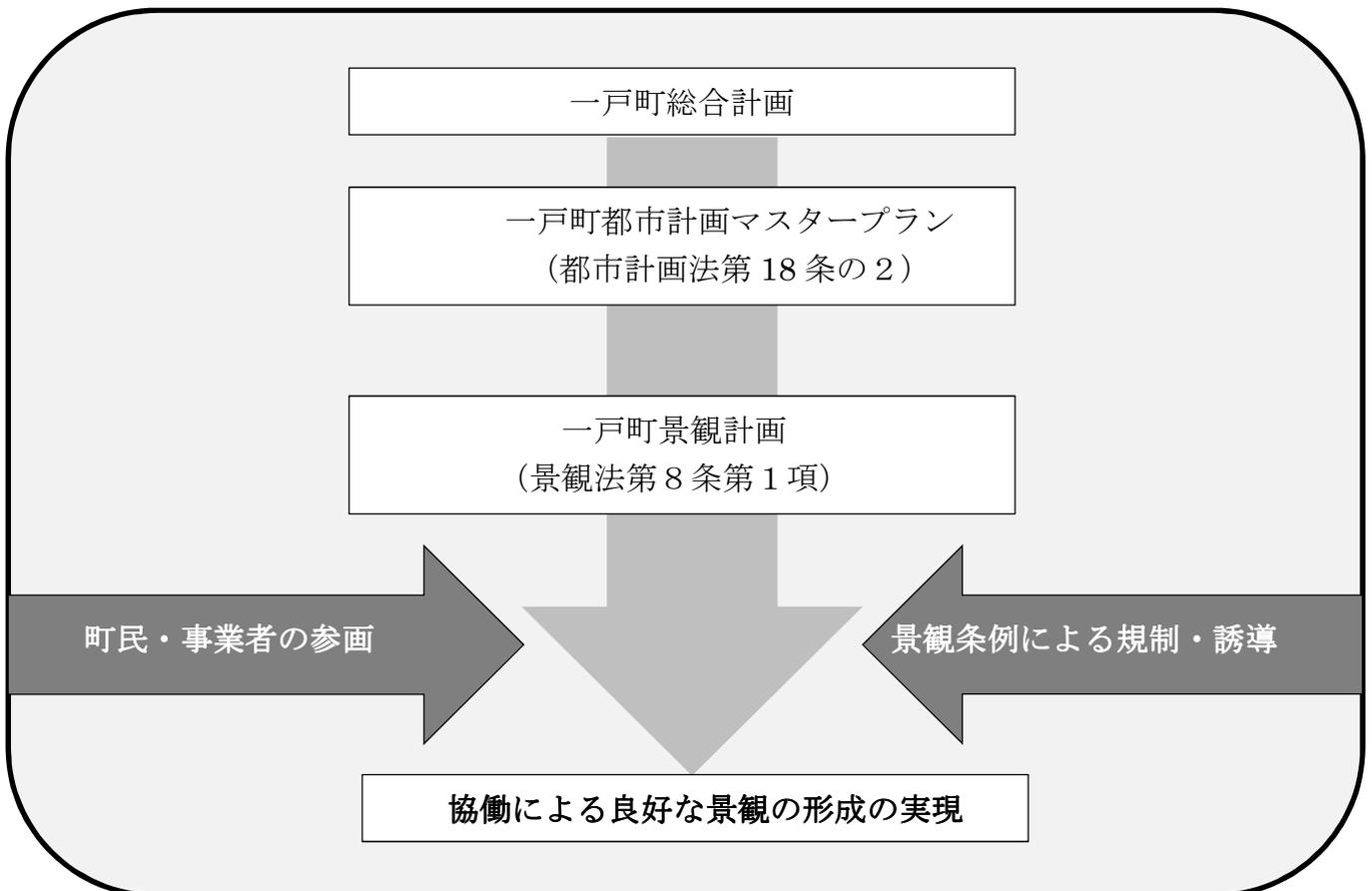
一戸町景観計画（以下、「景観計画」という。）は、一戸町のまちづくりの最上位計画である「一戸町総合計画（平成 23 年）」及び「一戸町都市計画マスタープラン（平成 16 年 4 月）」との整合を図りながら、景観の特性や課題を明らかにし、一戸町の良い景観の形成実現に向けた考え方やその方向を定めた「景観部門のマスタープラン」として、町民の意見を反映させながら策定したものです。

景観計画は、一戸町における良好な景観づくりを進めるため、町内の他の行政分野が進める施策・事業、町民・事業者が行う土地利用や建築行為などに対して景観的な配慮を求めるものとなっています。

しかしながら、道路の安全性やバリアフリー、河川の治水安全性など、それぞれの施設が本来持つべき機能は、当然に優先されるものであり、景観計画に定める方針や基準は、これら機能を備えた上で、建築物や構造物などの個や群が創り出す空間の質の向上を求めるものであることから、景観づくりにあたっては、他の部門別計画などとの整合や調整の下で取り組みを進めるものとします。

また、社会経済の変化とともに町民意識や価値観も多様化していることから、これらの動向を踏まえながら必要に応じて、景観計画を見直すこととします。

【一戸町景観計画の位置付け】



### 3. 本計画の構成

景観計画は、次に示す項目によって構成しています。

#### 第1章 景観計画の基本事項

- 「景観計画」の概要を示しています。
- 一戸町総合計画との関係を示しています。

#### 第2章 一戸町の景観特性と景観形成の取り組み

- 一戸町の景観特性（守るべき景観と改善が必要な景観）をまとめています。
- 一戸町の景観形成の取り組みを示しています。



#### 第3章 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

- 景観法第8条第2項第1号の規定に基づき景観計画の区域を定めています。
- ユネスコ世界文化遺産登録を目指している御所野遺跡と周辺地区（バッファゾーン）を「特定景観地域」として定めています。



#### 第4章 景観づくりの基本理念・目標像・基本目標

- 景観形成の基本理念を示しています。
- 景観形成の目標像を示し、これを実現するための基本目標を定めています。



#### 第5章 良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第3項）

- 景観法第8条第3項の規定に基づき、基本理念と基本目標を踏まえつつ、基本的な方針を定めています。
- 地域の特性に合った地域別の方針を定めています。



#### 第6章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

- 届出の対象となる行為を定めています。
- 良好な景観形成のための行為の制限（景観形成基準）を定めています。
- 景観重要建造物と景観重要樹木の指定の方針を示しています。
- 屋外広告物の適正誘導に向けた方針を示しています。
- 景観重要公共施設等の整備に関する考え方を示しています。
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する考え方を示しています。



#### 第7章 良好な景観形成のための取り組み

- 町民・事業者・行政の役割分担を示しています。
- 良好な景観形成を推進するための取り組みを示しています。
- 身の回りの景観に目を向けた暮らし方の提言をしています。

## 4. 景観計画の使い方

景観計画は、良好な景観づくりを進めるための「道しるべ」として、景観づくりの考え方や方向性を示すとともに、これを実現するための、土地利用や建築の際に配慮すべき具体的な事項について次の段階的な構成としています。

### (第4章)

景観形成の基本理念

景観形成の目標像

景観づくりの基本目標

- ・一戸町の景観に対する考え方（基本理念）、目指す景観の将来の姿（目標像）、景観づくりの大きな方向を示すもの（基本目標）です。

町が一体となり、どのような景観づくりを進めるのか、みんなでも共有していくことが求められます。

### (第5章)

景観づくりの基本方針

- ・景観づくりの基本目標を達成するため、町民共有の財産である景観資源について、何を守り、活かし、直し、創り、育てていくのか、基本的な考え方・方向（基本方針）を示しています。

守るべき景観資源や阻害要因の改善の方向などを十分に理解することが望まれます。

### (第5章)

景観づくりの地域別方針

- ・景観づくりの方針を踏まえ、自然景観地区や市街地景観地区など、土地それぞれの特性や課題を踏まえた景観づくりの考え方や方向（地域別方針）を具体的に示しています。

居住地や事業を営む場所における景観づくりの方向を十分に理解することが望まれます。

### (第6章)

景観形成基準

- ・基本目標や基本方針、地域別方針を実現するための景観法に基づく「ルール」であり、届出事項を審査するための基準として定められるものです。

- ・対象となる行為を行う場合は、景観法に基づく届出が必要となり、届出をしない場合や景観形成基準に適合しない場合などは、法に基づく措置が執られることとなります。

### (第7章)

良好な景観の形成のための  
取り組み

- ・基本方針等に沿った景観づくりを進めるため、より具体的な景観的配慮事項を示しています。

- ・基本目標や基本方針、地域別方針を実現するための言わば「ルール」でもありますが、前述の景観形成基準と異なり罰則はありません。

- ・一戸町が目指す景観の将来の姿、景観づくりの考え方を理解し、出来る限り推進方針に沿った配慮が望まれます。

## 第2章 一戸町の景観特性と景観形成の取り組み

---

### 1. 一戸町の景観特性

「目指すべき一戸の景観」という目標像の実現に向けた取り組みには、保全すべきものは保全し、改善すべきものは率直にその必要性を認めて改善していく姿勢を保ち続けることが必要です。

このような趣旨から、一戸の景観を構成する要素を特に大切にしたいものと改善すべきものの二つに整理し、目標像の実現への足がかりとして提示します。

#### (1) 特に大切にしていきたい景観要素

一戸を構成する景観要素のうち、日常生活の中で、当たり前前の景観としてその価値が十分意識されないままとなっているものを中心に、目指すべき町の景観に規定した目標像の実現のために改めて大切にしていけるべき景観の要素を、次のとおり整理します。

##### ①各地区共通のもの

###### ◎ 緑豊かな山並みと清らかな水を湛えた川

一戸町は、北上山地と奥羽山脈の山並みに囲まれ、馬淵川が町のほぼ中央部を北に向かって貫流しているほか、高原地帯を源泉とする多くの清流が各地を流れ、それに沿って道とまち並みが形成されています。

雄大で緑豊かな山並みと清らかな水を湛えた川は、全ての地域で日常のものとなっており、その価値が見過ごされやすいのですが、自然との共生の姿を端的に表し、潤いのある生活環境を実現していく上で、重要な役割を果たしています。

一戸が誇りをもって紹介できる景観であり、改めてその価値を評価することが求められています。

###### ◎ 季節と人々の営みによって変化する自然、農山村の姿

町内の景観は、四季と、それに合わせた人々の営みによって、刻々と変化します。例えば、町内の多くの地区で見られる水田景観は、冬の雪景色から、春に向かって水が張られ、その後、植えられた稲の生長に合わせて、緑から黄金色に変化します。秋に刈り取られた後は、土の色を基調に稲掛けがされる等、周辺の自然景観の変化とあいまって、豊かな風情を作り出します。

このような四季の移ろいと、それに合わせた人々の営みによって変化する景観は、町内の至るところで個性豊かに見られ、自然と共生しながら、歴史と文化を継承する姿を見る人に感じさせてくれます。

###### ◎ 豊かな緑や花々

自然が豊かな町内では、周囲の山並みだけではなく、個人の庭や道ばた、田畑や果樹園等の様々

な場所で、木々の緑や花々を見ることができます。春の若葉や色とりどりの花、夏のいきいきとした枝葉の姿、秋の紅葉、冬の寒さに耐える凜とした梢等、季節ごとにその姿を変えながら、日々の生活に季節ごとの潤いを添えてくれます。

### ◎ 景観の魅力を高める建物や橋、道など

建物や橋、道などは、人々の生活を支える重要な基盤であり、比較的大きな構造となる場合が多く、適切な意匠によって建設されなければ、景観の阻害要素となる可能性があります。町内には碧橋やしのぶ橋のように景観の魅力を高めているものや萬代館のように地域のシンボルとなって住民に愛されているものが少なくありません。

これらは、最近になって新たに評価され始めたものや、しのぶ橋のように近年建設されたものもあり、決して伝統的なものや昔ながらのものが全てではなく、今後より一層身の周りの建物や橋、道などの魅力を発見し、皆でその価値を高めると共に、新たなものをつくる際の参考とすることによって、美しく魅力ある景観の実現を可能とします。

### ◎ 美しい夜空

町内では、空を見上げれば、澄み切った空気の中に、月空や星空を見ることができます。一戸町観光天文台からは、全国屈指の星空をながめることができます。

美しい夜空は、見る人の心を癒し、一戸の自然の豊かさを感じさせるとともに、そこに住むことへの喜びを与えてくれるものであり、今後も大切にしていける取り組みが必要となっています。

### ◎ 地域の祭りや市日等、地域性豊かな賑わい

町内各地には、一戸まつり、小鳥谷まつりや市日など、様々な地域の祭りや市日等の風習が伝わっており、古くから町内のみならず県内外で、個性豊かなものとして、その価値が評価されてきました。

それらは、見る人に歴史と文化を継承する姿を感じさせてくれるとともに、その地域の活力を高めてくれるものとして重要な役割を担っています。少子高齢化や過疎化等、様々な課題がありますが、次の世代へこれを伝えていくことが特に求められています。

### ◎ 寺社や仏閣等の信仰の場

信仰対象としての西方寺毘沙門堂や鳥越観音などの寺社仏閣、宮田宝篋印塔などの石碑や石像は、地域の歴史と文化を感じさせるとともに、信仰を寄せる人たちの敬虔さを伝えてくれており、一戸の景観にとって、欠かすことのできない要素となっています。

### ◎ 歴史を超えて存在する樹木

国指定天然記念物である藤島のフジ、実相寺のイチョウなど長い歴史を感じさせる樹木、鳥越観音の参道樹木のように地域のシンボルとして親しまれている樹木や街路樹等は、生活環境に潤いを与えてくれる上で、重要な景観の構成要素です。特に一戸公園などで見られる桜は、住民の憩いの場として親しまれ、観光資源となっているものも少なくありません。

あまりにも身近すぎるため、失ってその魅力に気づく場合もあります。その価値を改めて適切に評価し、今後も大切にしていけることが必要となっています。

## ②主に自然景観を有する地区におけるもの

### ◎ 重なりあう尾根や清冽な流れ

どこまでも連なる緑豊かな山並みを、人工物をほとんど目に見ることなく見ることができるのは、一戸の自然景観の魅力ある姿の一つです。

また町内には、馬淵川をはじめとする清冽な水が流れる溪流が各地にあり、そのほとんどは、周辺に暮らす人々の生活と共にあります。

これらの景観は、町内の豊かな自然の奥深さ、懐の大きさを印象づけるとともに、それと共生する姿を見る人に伝えてくれます。

## ③主に農山村景観を有する地区におけるもの

### ◎ 立地的な不利を克服する水田や畑

近年、水田風景を再評価しようという全国的な動きが高まっています。

町内には、立地的な不利を克服するために水田が平野部と山間部を中心に残っており、自然に働きかけながら、自然とともに生活してきた姿を見る人に感じさせ、原風景としての癒しを与えてくれます。

今後もこの姿を維持していくためには、耕作する者だけではなく、行政も含めて、様々な主体の参画と協働によって、次の世代に伝えていくことが重要です。

### ◎ 広々とした高原牧野と放牧の姿

高森高原や奥中山高原などには、広々とした高原の牧野や畑が広がり、そこで働く人たちや、放牧されている牛や馬などの姿を見ることができます。

これらの景観は、自然と共生する一戸の人々の営みを感じさせるとともに、見る人の心に安らぎをもたらしてくれます。

### ◎ 山ひだに囲まれた山村の生活風景

山ひだに囲まれた山村の生活風景も、「心のふるさと」を感じさせてくれる景観として、末永く大切にしていきたいものの一つです。例えば、青々と育ったリンドウが、地形の起伏に沿ってたなびく様子は、その生活の営みとともに、一戸の厳しい自然と向き合いながら、山に暮らす伝統と文化を感じさせてくれます。

このような景観は、他にも様々あり、今後も一戸の魅力を更に高めていくものとして、適切にその価値を見出していくことが重要です。

### ◎ 原風景を演出する茅葺等の伝統的建築物

町内に残る茅葺等の伝統的建築物は、見る人に郷愁を与えてくれます。また、中には、国指定文

化財の旧朴館家住宅などの古民家などのように民俗的な価値が高く評価されているものも少なくありません。一方で、この景観は、個人で維持することの困難さから、実際の生活の場としての機能を失いつつあります。

茅葺等の伝統的建築物は、一戸の風土の中で、実際の生活と共にあることが、本来の姿ではありますが、今残っているものをできるだけ守り伝えていくことも重要です。

## ④主に市街地景観を有する地区におけるもの

### ◎ 宿場町等の歴史の面影を残したまち並み

一戸のまち並みは、一戸地区が奥州街道の宿場町としての面影を残しています。

それぞれ地域の様々な成り立ちと歴史の雰囲気を感じ取ることのできる景観を、地域の文化として大切にしていきます。

## (2) 改善すべき景観要素

町内には、県内外に誇れる景観が多くある一方で、更により良い景観を形成するため、改善が必要と思われるものも少なくないのが現状です。

これらの中には、望ましい姿と言えなくとも、社会生活に必要不可欠なものとして認められてきたものもあります。また、直ちに改善の難しいものや、場合によっては景観を後回しにしても、整備する緊急性の高いものであったことも事実です。

しかしながら、インフラ等の社会生活の基盤が一定程度整い、心の豊かさの価値観が社会的に高まってきた中で、改めて景観の現状に目を向けて、必要な改善のための具体的な対応を考えることが求められています。

### ■ 周辺の景観と調和しない形態意匠の建物等

建築物や工作物は、良好な景観の形成にとって特に大きな要素となります。町内には、魅力ある建築物や工作物が数多くある一方で、周辺との調和を損ない、景観の魅力を阻害しているものも少なくありません。

その原因は、位置や高さ、形、色、素材と様々ですが、周辺の地域に調和するよう配慮し、考えることが強く求められています。建築物は、自分のものである一方で、地域社会の景観を構成する重要な要素でもあることを踏まえ、周辺の景観の魅力を高めるよう行動することが必要です。

### ■ 廃屋や撤去されずに放置された工作物等

廃屋や撤去されずに放置された工作物は、荒廃した印象を見る人に与え、景観の阻害要因となります。近年では、特にも、施設等が閉鎖された後、撤去されずに放置されたままとなり、景観を阻害している事例が増えています。

管理することが困難であるもの、不要となったものは、速やかに撤去するなど、地域の良好な景観の形成に努めることが重要です。

### ■景観を阻害する電柱や道路上に張り巡らされた電線類等

電柱や空を被うように道路上に張り巡らされた電線類等は、市街地だけではなく、自然や農山村景観の中でも、景観の魅力を阻害する存在となっています。現在、電柱を通りから遠ざけた位置に設置するなどの取り組みが市街地を中心に一部の地域では行われていますが、電柱の高さや電線の数は、需要に応じて年々増加する傾向にあり、町内の様々な地域に大切にしたい景観がある中で、十分な配慮が行われているとは言い難い状況です。

電柱や電線は、社会生活を支えているものであり、容易に解決することは難しいものですが、各種の技術的工夫や改善によって、取り組みを着実に推進することが必要です。

### ■携帯電話中継基地

携帯電話中継基地は、近年、急速にその数を増やし、また、より高く大型のものも現れて、周囲の景観に影響を与えています。

電柱等と同様、現代の社会生活を支えているものであり、容易に解決することは難しいものですが、立地される周辺の景観に応じた各種の工夫によって改善の取り組みを図ることが必要です。

### ■野立の自動販売機

野立の自動販売機は、利用者にとって利便性が高い一方で、設置場所や色調が、景観を阻害しているとの指摘があり、設置される周辺の景観に応じて、場所や色彩の検討、さらには被覆等、十分な配慮を行うことが求められています。

### ■周囲と馴染まない色彩や意匠の屋外広告物

広告物は社会生活を営む上で必要な情報を提供し、街の活気の演出や魅力を高める重要なものですが、場所と意匠によっては、まちの魅力を阻害する逆の方向に作用します。

特に自然や農山村景観では、周囲の景観特性に馴染まない色彩やデザインの屋外広告物が、地域の魅力を低下させている場合があります。また、そのことは広告対象の価値や設置した企業のイメージを損ねることにもなり、地域ごとの景観特性への配慮が必要です。

### ■土地の形質の変更

丘陵地や山地での宅地造成等は、大きなのり面や擁壁が生じ、景観的に周囲との不調和を生じさせたり、道路等の公共空間から見て圧迫感を感じさせたりする場合があります。

大規模なりのり面や擁壁は、できる限り生じさせないよう、現況の地形を生かすことを検討する等の配慮が必要です。

### ■鉱物の採掘又は土石の採取

鉱物の採掘や土石の採取は、山の斜面等の目につく場所で荒れた山肌を見せることになる等、景観上、問題となる 경우가多くあります。

道路等の公共空間からの遮へいや、跡地の原状回復等の取り組みはもちろんのこと、山陰等の目立たない場所を選ぶ等、採取場所の選択に当たっての景観上の配慮が必要です。

### ■屋外における物の堆積

野積みされた廃棄物や資機材等は、周辺の景観と調和しにくく阻害要因となることが少なくありません。適正に管理されていない場合、荒廃した印象を見る人に与える場合もあります。また、道路際に堆積された場合、道路の利用者に圧迫感を与えてしまいます。

堆積の方法や遮へいの検討、また適正な管理等、様々な方法によって、景観への影響の軽減を図ることが必要です。

### ■木竹の伐採

地域のシンボルとして親しまれている木等の伐採は、その地域の景観の魅力を損なうことにつながり、また、大規模な山林伐採と搬出路の設置は、景観の観点から、豊かな自然のイメージを壊すものとして受け止められかねません。伐採方法の改善や積極的な原状回復等の対応が必要です。

### ■道ばたや山、川に捨てられたゴミや廃棄物

ゴミや不法投棄された廃棄物が、地域の景観を阻害している実態があります。

モラルの向上を目指した意識の啓発から始まり、環境政策の側からの行政による取り組みまで、様々な施策が行われていますが、景観阻害要因として、町民一人ひとりによる景観の観点からの取組も必要です。

### ■農林業用の施設や資機材、建設資機材等

農林業用の施設は、「いちのへ」らしさを代表する農山村景観の中で暮らす人々の営みの象徴である一方で、景観の価値という観点からは、その価値を損なわせる要素となっている場合があります。

不要となったものは撤去する等適切に管理することや、利用する色や素材にも考慮することで、農山村景観の魅力を高めることが必要です。

また、農林業や建設業等に用いられる資機材が放置され、農山村景観を阻害している場合も少なくありません。

適切な管理や、道路側に放置しない等の対応を行うことも、景観の魅力を高める上で、大きな意味を持ちます。

## 2. 景観形成の取り組み

一戸町では平成8年3月に「一戸町景観形成基本計画」【基本方針】を定め、「一戸町都市計画マスタープラン（平成16年4月）」において都市景観形成の基本的な考え方を示しています。これまで運用してきた景観に関する計画を、より地域特性に応じたきめ細やかなものとするため、平成25年1月に景観法に基づく景観行政団体になりました。

また、良好な景観は一度失われると回復するのが非常に困難な物であることを念頭に、計画の策定にあたっては、これまでの地域固有の文化である景観を「保全」するだけでなく、景観の価値の再発見や改善を通じて「新たな価値を創出」し、地域の活性化や「資源として活用」する方向に軸足を移すことが必要と考えています。

特にユネスコ世界文化遺産登録を目指す「御所野遺跡」とその周辺には自然と共生する縄文時代の原風景が存在し、世界に誇れる歴史的、文化的景観と評価されています。この歳月を経て育まれてきた景観を保全し、さらに良好な景観と潤いのある地域の形成を図り、町民の方々と共に後世に伝えていくために取り組んでいく必要があります。

また、本計画が広く共有されることにより、この地域の卓越した歴史的景観の保全と良好な景観の形成が、地域の発展に資するものと考えています。

## 第3章 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

---

### 1. 景観計画区域と区域区分

本計画が適用される範囲としては、一戸町の全域を景観計画区域とします。

また、景観計画区域内を景観上の特性が異なる地域として一般地域と特定景観地域に区分し、特性に応じた良好な景観の形成を図ります。

### 2. 一般地域

次項に示す特定景観地域を除く全域を一般地域として、次の地区を各々定めます。（別図参照）

#### ① 自然景観地区

主として山岳や河川等、人為的な利用が少なく、自然の景観特性を有する地域等

#### ② 農山村景観地区

主として農林業等の一次産業によって形成される農山村の景観特性を有する地域等

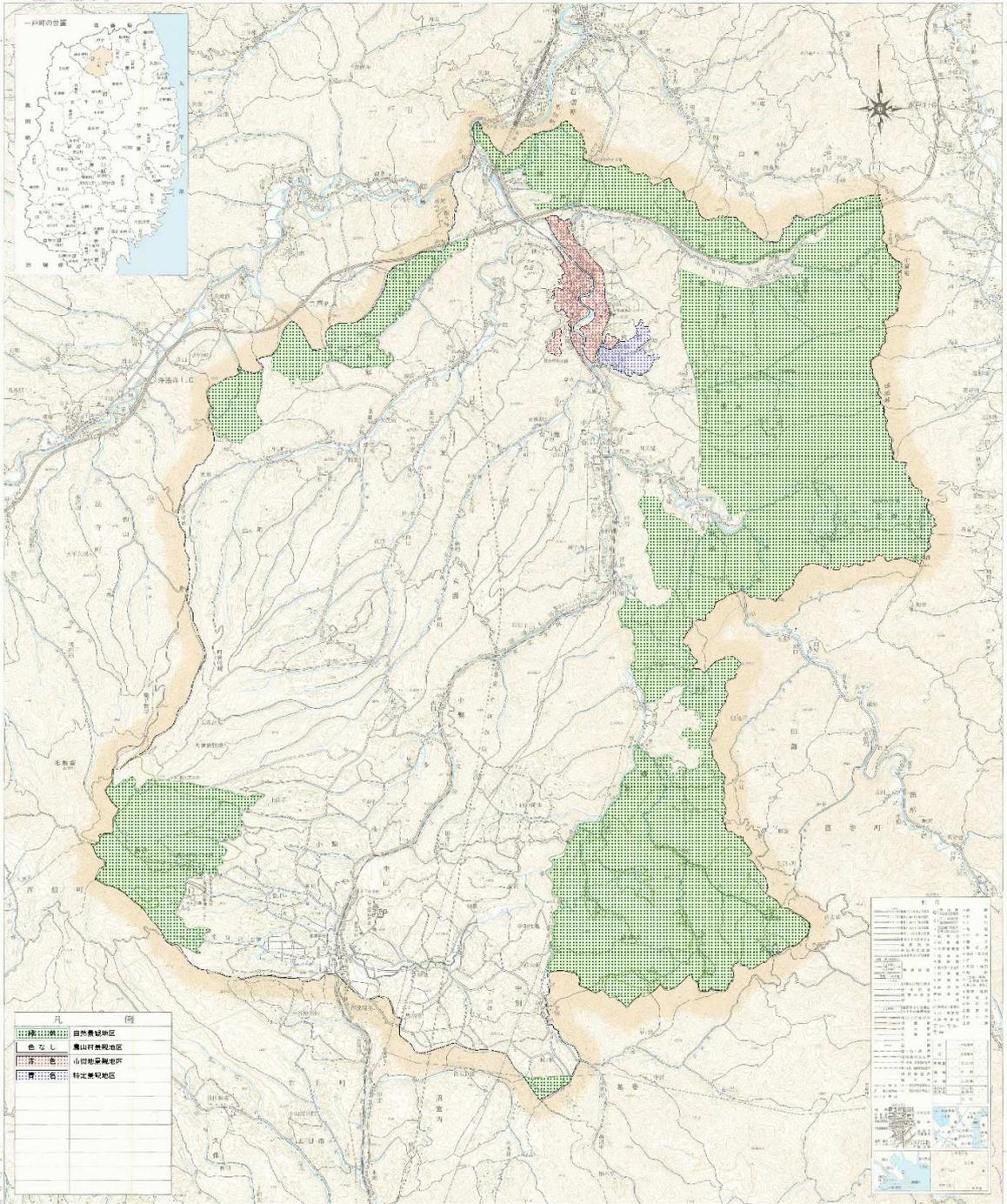
#### ③ 市街地景観地区

主として商工業施設や住宅等によって形成される市街地の景観特性を有する地域等

【一般地域図】

# 一戸町景観計画区域図

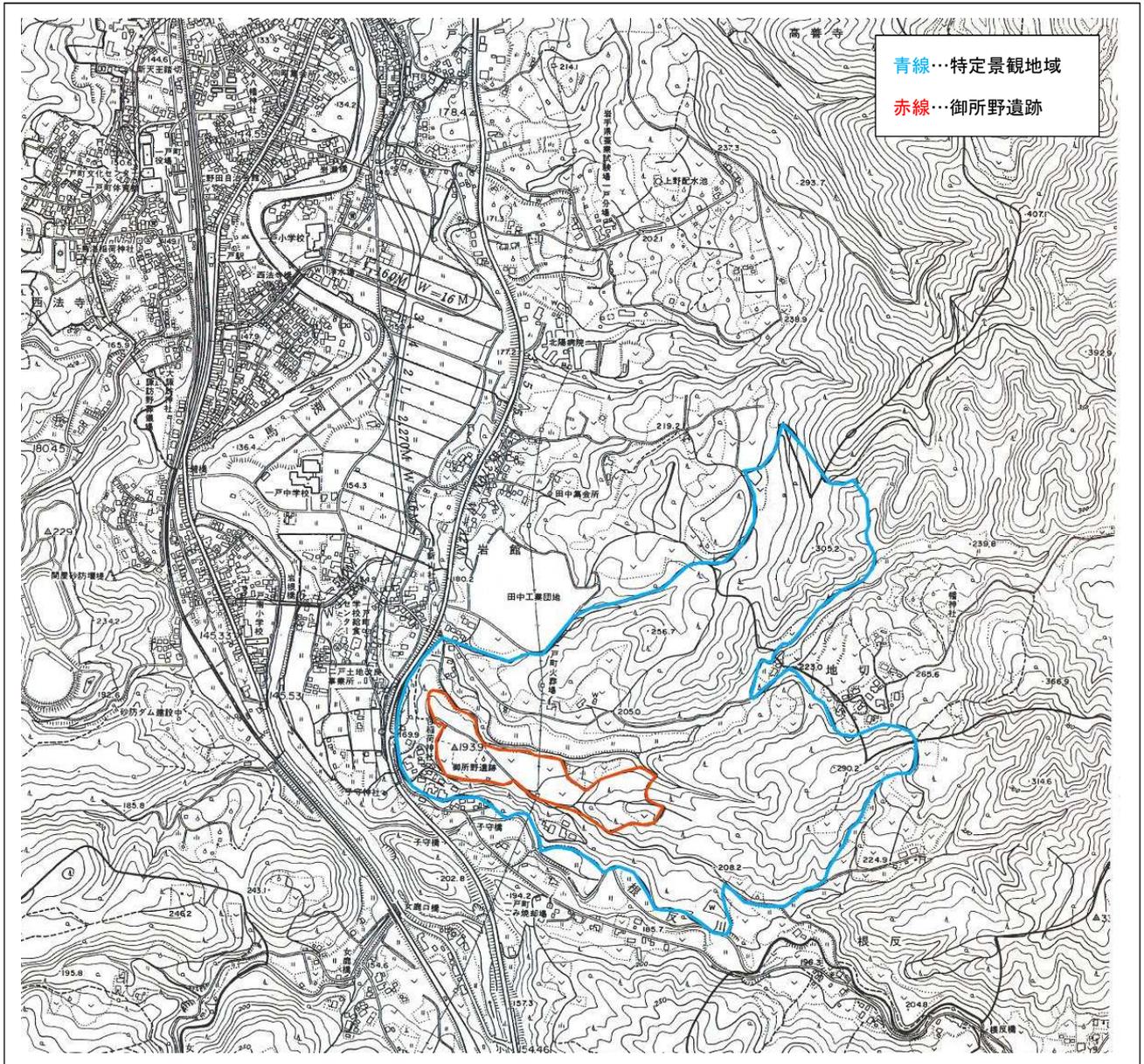
岩手県 二戸郡



### 3. 特定景観地域

ユネスコ世界文化遺産登録を目指している御所野地区については、その文化的な価値を保全・管理するとともに、その魅力を一層高めていく必要があることを踏まえ、特定景観地域として定めます。

【特定景観地域図】



特にユネスコ世界文化遺産登録を目指す「御所野遺跡」とその周辺には自然と共生をする縄文時代の原風景が存在し、世界に誇れる歴史的、文化的景観と評価されています。この歳月を経て育まれてきた景観を保全し、さらに良好な景観と潤いのある地域の形成を図り、町民の方々と共に後世に伝えていくために取り組んでいく必要があります。

なお、特定景観地域は、町の景観づくりにおける重要性の高まりや、地域住民の意向なども踏まえ、必要に応じて追加指定できます。

## 第4章 景観づくりの基本理念・目標像・基本目標

---

### 1. 景観づくりの基本理念

一戸町では、良好な景観の形成を推進することによって目指すべき社会を実現するため、次の基本理念を掲げ、景観行政を進めていきます。

- (1) 良好な景観は、町民共通の資産として、現在及び将来の町民が享受できるように整備及び保全を図ります。
- (2) 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることから、これらの調和に配慮しながら、その整備及び保全を図ります。
- (3) 良好な景観は、地域固有の特性と密接に結びついているものであることから、地域住民の意向を踏まえ、地域固有の特性を尊重し、個性や特色を伸ばせるよう、多様な形成を図ります。
- (4) 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を果たすものであることから、地域の魅力の向上と活性化に繋がるよう、町、事業者及び町民の適切な役割分担と協働の下、一体的に取り組みます。
- (5) 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全するだけでなく、新たに良好な景観を創りあげていくことも含むものであることを旨として進めます。

### 2. 景観づくりの目標像

わたしたちの町、一戸町は奥中山高原をはじめとする豊かな山並みと清き流れをたたえる馬淵川などの豊かな自然に恵まれる一方で、山間部に盛時のたたずまいが残る奥州街道や江戸時代からの古民家が保存されるなど歴史的建造物や遺跡が数多く残されています。

その中でも御所野遺跡は縄文時代の大規模遺跡でストーンサークルを中心に複数の集落が計画的に配置された集落であることが分かり、縄文時代の社会構造を知る上で重要な遺跡として国指定史跡となりました。さらに歴史的・文化財的価値が高く評価され、ユネスコ世界遺産暫定リストに登録されました。

このように脈々と受け継がれてきた文化や歴史を感じさせるまち並みも、自然の営みと一体となった情緒豊かな農村風景も一朝一夕に生まれるものではありません。

景観づくりは、「まちづくり」「地域づくり」と同義であり、長期的展望や計画に基づく着実な努力の積み重ねが重要であり、世代を超えて継承されていくものです。

このため、社会状況の変化に耐え、かつ町民が共有できる景観形成の目標の設定が大切になってきます。

これまで一戸町は、「白と緑のエッセイ」と自然をモチーフにしたキャッチコピーや「みどり・幸せ・若さ・わく夢・笑顔」をキーワードとした町民憲章を定め、生き生きとした成長力をテーマにわたしたちは町民活動を行なっています。

平成24年5～6月に町が行った住民アンケートでは、「一戸町では『ふるさとを感じる』イメージでの景観づくりが望ましい」という意見が多く寄せられました。

これらを踏まえて、良好な景観の形成を推進することによって目指すべき社会を実現するため、一戸町における景観形成の目標像を次のとおりとします。

豊かな自然と歴史、文化が薫り

生きる喜びと誇りを持てるふるさと いちのへ

### 3. 景観づくりの基本目標

一戸町では、次の地域社会を実現するために良好な景観の形成を推進します。

#### (1) 自らの地域に誇りや愛着を持てる地域社会

良好な景観を形成することにより、一人ひとりが、身の周りの景観を美しく魅力あるものとして感じ、地域をかけがえのないものとして認識することができるよう、自らの地域に誇りや愛着を持てる地域社会の実現を目指します。

#### (2) 文化的な豊かさを感じることができる生活環境

良好な景観を形成することにより、日々の生活に潤いと安らぎをもたらし、次の世代を担う子どもたちを情操豊かに育てていくことができるよう、文化的な豊かさを感じることができる生活環境の実現を目指します。

#### (3) 活力ある地域社会

良好な景観を形成することにより、生活環境の質を高め、一戸のイメージを県内外で高めるなど、「住んでよいまちは、訪れてよいまち」を目指し、観光産業の振興や交流人口の増加による地域経済の活性化につなげていけるよう、活力ある地域社会の実現を目指します。

## 第5章 良好な景観の形成に関する方針

### (景観法第8条第3項)

#### 1. 基本方針

景観は、町、事業者及び町民のそれぞれの主体の取り組みや行為によって形成されていきます。

このため、それぞれの主体が共に目指すべきあるべき姿としての良好な景観の形成の方針を、次のとおりとし、この方針に沿った景観の形成を参画と協働によって進めていくこととします。

##### (1) 自然との共生

一戸の豊かで美しい山、川によって形成された自然との共生を感じることでできる良好な景観の形成を目指します。

##### (2) 活力と潤いのあるいきいきとした生活環境

日常生活の中の身近な環境を、活力と潤いのあるいきいきとしたものとして感じることでできる景観の形成を目指します。

##### (3) 歴史と文化の継承

地域の歴史と文化が、今に引き継がれている姿を感じることでできる景観の形成を目指します。

#### 【地域別方針】

一戸は、それぞれの地域において多様な特色ある景観が形成されており、この特色を生かしながら、さらに発展させていくことを目的に、基本方針に沿って、地域別方針を次のとおりとします。

一戸町	一般地域	自然景観地区（自然景観の保全と育成）
		農山村景観地区（農山村景観の保全と育成）
		市街地景観地区（市街地景観の保全と育成）
	特定景観地域（歴史文化的景観の保全と育成）	

## 2. 自然景観の保全と育成

一戸の雄大で美しい自然景観をしっかりと保全するとともに、それと共生する人々の生活の姿を文化として感じることでできる景観の形成を目指します。

一戸の雄大で美しい自然景観は、その姿を今後もしっかりと保全することが重要となります。

自然景観の中での人工物は、周囲との調和が難しく、自然景観の美しさよりも、調和しないものの方が見る人に強く印象を与えてしまいます。特に、送電線や電柱等の人工物やゴミ、廃棄物等は、自然景観の中では、その他の地域より強い違和感を持って捉えられがちです。

このため、雄大で美しい自然景観を適切に保全するとともに、周囲の人工物については、それと調和させる取り組みを推進することが必要です。

さらに、単に美しい景観を保全するのではなく、地域の生態系本来の姿を保全することにも配慮することが必要です。

## 3. 農山村景観の保全と育成

### 【農村景観を有する地区】

四季の移ろいによって変わる水田風景をはじめとする農村景観は、一戸の景観イメージの基調であり、これを守り育てることで、住む人が暮らしの文化を引き継ぎ、町民や来訪者が「心のふるさと」と感じられる景観の形成を目指します。

野菜畑などの高い評価を得ている農村景観が多くある一方で、そこに暮らしている人を含めて、必ずしも地域住民に価値が十分意識されていません。

そのため、住宅新築等により既存建築物とは調和しない景観が形成され、また農業資材等の放置、周辺の景観と調和しない形態や色彩の農業施設、耕作放棄や小規模な開発等、様々な要因によって景観が大きく変化しています。

しかし、四季の移ろいによって変わる水田風景をはじめとする農村景観は、一戸を代表する魅力の一つであり、これからも様々な努力によってこれを守り育てることが必要です。

## 【山村景観を有する地区】

伝統的な建築物や高原風景等の貴重な景観が数多く残されており、そこに暮らす人々が一戸の自然と共生する姿を感じられる景観の形成を目指します。

農村と同様、山村景観においても、住宅新築等による既存建築物との不調和や農業資材等の放置、周辺の景観とは調和しない農業施設や耕作放棄等で大きく景観が変化してきました。

また、林業を取り巻く困難な状況により、手入れの行き届いた里山の風景は減少しました。例えば、木材の搬出路を作るための切土により、赤い地肌が目に入るようになり、これらは周辺の景観が美しいものであればあるほど、強い違和感を与えています。

しかし、一方では、高原風景や伝統的な建築物等の自然と共生する景観が残されており、地域の魅力を更に高めることができる景観資産としての活用が期待されます。

## 4. 市街地景観の保全と育成

### 【昔ながらの市街地景観を有する地区】

(昔ながらの面影が一部に残る商店や住宅等が混在したまち並み)

地域の生活の歴史を形に残したまち並みの姿を大切にしながら、そこに住み、まち並みを守り育てていく人々の暮らしが見える景観の形成を目指します。

町内にある昔ながらの市街地は、街道筋の宿場町として形成されたものが大部分を占めており、町家等の景観資産が残る一方で、老朽化等で従前の形態を維持していくのが困難な状況にあります。駐車場の設置や住居の建替え等によってまち並みの連続性が途切れたり、新たな開発事業者による建築物によって、まち並みの統一感が失われたりしつつあるのが現状です。

また、中心市街地の商店街では、いわゆる「シャッター通り」化や、閉店した商店の看板が放置されることで、見る人にも寂しい印象を与える状況も見受けられます。

昔ながらの市街地の景観は、単に古いものを残すということを目指すのではなく、歴史を形に残したまち並みの中で、そこに住み、そのまち並みを守り育てていく人々のいきいきとした暮らしが見える景観の形成を目指すべきで、このような景観を、地域の魅力として活性化にもつなげていくという観点での取組の展開が必要です。

## 5. 歴史文化景観の保全と育成

### 【歴史文化景観を有する地区】

一戸特有の歴史的な価値をしっかりと認識するとともに、その歴史的価値と共に生活する人々の姿が文化的と感ずるような景観として保全し、さらに新たな価値の創造を目指します。

御所野遺跡は日本を代表する縄文遺跡として、先人が築き、残してきた重要な地域の資産です。また、特定景観地域に指定した御所野地区は、豊かな自然景観を残し、遺跡エリアの特性とともに歴史的な景観を形成しています。

町民の皆さんとともにこうした景観の価値を認識し、さらに新たな価値の創造に向けて町民自らができることに主体的に努めながら、次の世代へ引き継ぐ必要があります。

# 第6章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

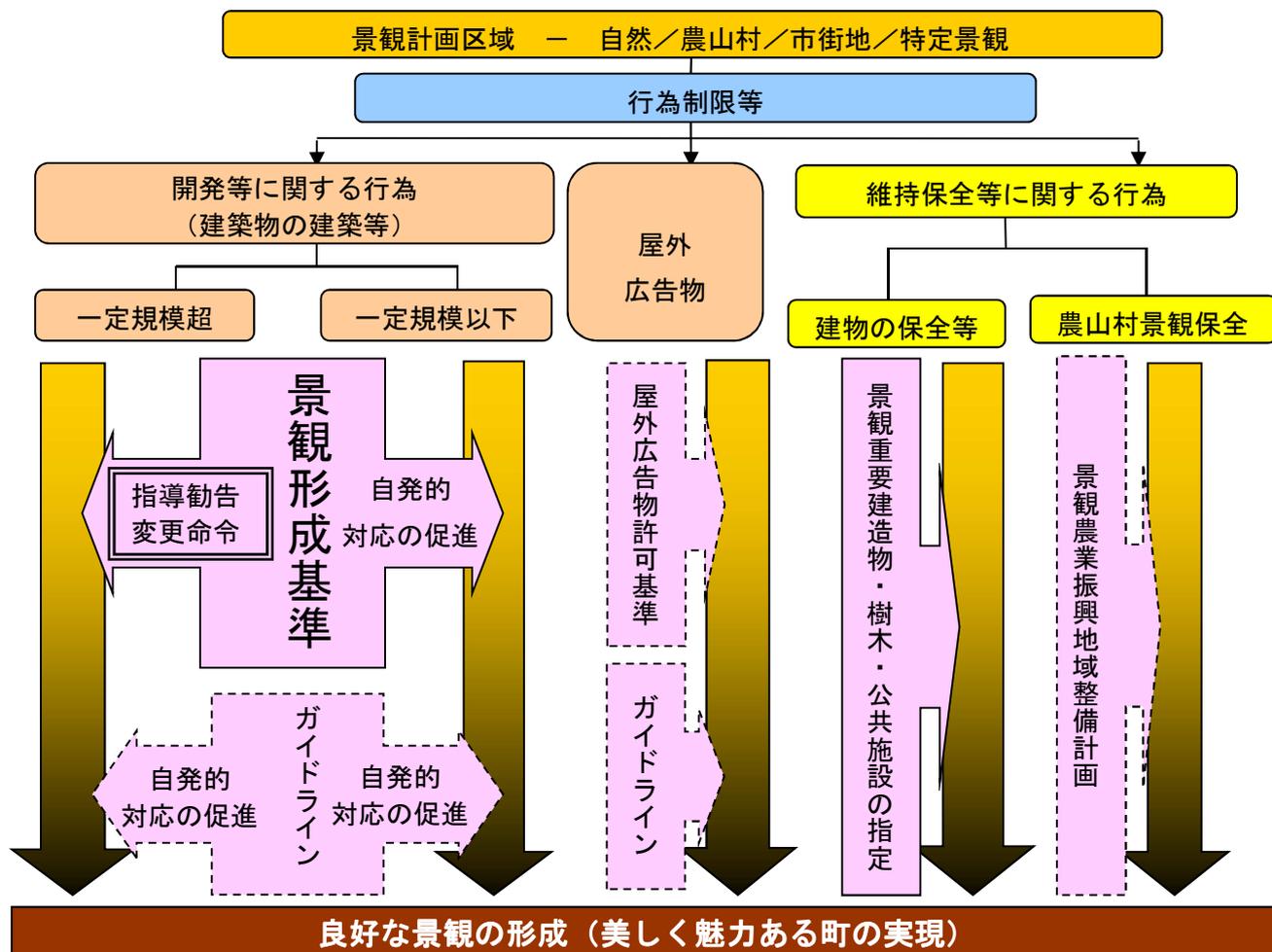
## (景観法第8条第2項第2号)

一戸町は、前章に掲げる良好な景観の形成に関する方針の下で必要な行為の制限等を行うことにより、景観計画区域内における良好な景観の形成を推進します。

### 1. 施策の体系

一戸町は、景観の保全を主な目的に、景観計画区域内の一定規模以上の建築物の建築等の行為について、届出対象となる行為（以下「届出対象行為」という。）として届出を義務付け、届出対象行為についてそれぞれの行為ごとに良好な景観の形成のための行為の制限（以下「景観形成基準」という。）を定めています。一戸町は、届出があったものについて景観形成基準により、必要に応じて指導・勧告等を行うとともに、届出対象規模に満たない行為を行う者にも、同基準への自己確認を求めることで、良好な景観の形成を推進します。

また、一戸町は、景観重要建造物や景観重要樹木の指定等、景観の重要な構成要素のマネジメントにも取り組みます。



## 2. 届出対象行為

景観法第 16 条第 1 項の規定による届出又は同条第 5 項後段の規定による通知をしなければならない行為は、次の行為類型において対象となる規模に該当するものです。

### (1) 景観計画区域（特定景観地域を除く。）内での届出対象行為

行為類型	対象となる規模										
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の新築又は移転 次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ 13m (2) 軒高 9 m (3) 延べ床面積 1,000 m<sup>2</sup></li> <li>2 建築物の増築又は改築 (1) 1 の規模に該当する建築物の増築又は改築で、次のいずれかの規模を超えるもの ア 当該行為に係る床面積の合計が 200 m<sup>2</sup> イ 当該行為に係る床面積の合計が、当該増築又は改築前の延べ床面積の 2 割 (2) 当該行為により、1 の規模に該当する規模となる建築物の増築又は改築</li> <li>3 1 の規模に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該外観の変更前の屋根の面積の 2 割を超えるもの又は外壁の面積の 2 割を超えるもの</li> </ol>										
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工作物の新設又は移転 次に掲げる類型ごとの規模を超えることとなる工作物の新設又は移転               <table border="1" data-bbox="485 1294 1417 2018"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 1294 963 1346">類 型</th> <th data-bbox="963 1294 1417 1346">規 模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 1346 963 1442">煙突、排気塔その他これらに類するもの</td> <td data-bbox="963 1346 1417 2018" rowspan="6">高さ 13m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 13m を超えるときは、5 m）又は築造面積 1,000 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1442 963 1538">鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1538 963 1635">高架水槽、物見塔その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1635 963 1830">観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1830 963 1973">コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1973 963 2018">自動車車庫の用途に供する施設</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ol>		類 型	規 模	煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ 13m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 13m を超えるときは、5 m）又は築造面積 1,000 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの	高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	自動車車庫の用途に供する施設
類 型	規 模										
煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ 13m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 13m を超えるときは、5 m）又は築造面積 1,000 m <sup>2</sup>										
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの											
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの											
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設											
コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設											
自動車車庫の用途に供する施設											

	石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	
	汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設	
	彫像、記念碑その他これらに類するもの	
	擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 5 m
	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの（その支持物も含む。）	高さ 20m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 20mを超えるときは、10m）
	空中線系（その支持物を含む。）	高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ） 15m
	自動販売機（自然景観地区において屋外に設置されるものに限る。）	高さ 1 m
	2 工作物の増築又は改築 (1) 1 の規模に該当する工作物の増築又は改築で、次のいずれかの規模を超えるもの ア 当該行為に係る築造面積が 200 m <sup>2</sup> イ 当該行為に係る築造面積が、当該増築又は改築前の築造面積の 2 割 (2) 当該行為により、1 の規模に該当する規模となる工作物の増築又は改築 3 1 の規模に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更当該外観の変更前の面積の 2 割を超えるもの	
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 生じるのり面又は擁壁 高さ 5 mかつ長さ 10m (2) 面積 3,000 m <sup>2</sup>	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 生じるのり面又は擁壁 高さ 5 mかつ長さ 10m (2) 面積 3,000 m <sup>2</sup>	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の期間が 90 日を超え、かつ、次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ 5 m (2) 面積 1,000 m <sup>2</sup>	

水面の埋立て又は干拓	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 面積 3,000 m <sup>2</sup> (2) 生じるのり面又は擁壁 高さ 5 mかつ長さ 10m
------------	---

**【備考】**

- ①廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- ②再生資源：資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。

(2) 特定景観地域内での届出対象行為

行為類型	対象となる規模																												
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1 建築物の新築、増築、改築又は移転 次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ 13m (2) 延べ床面積 10 m <sup>2</sup> 2 1 の規模に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該外観の変更に係る部分の面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの																												
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1 工作物の新設、増築、改築又は移転 次に掲げる類型ごとの規模を超えることとなる工作物の新設、増築、改築又は移転 <table border="1" data-bbox="496 719 1374 1870"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 719 1051 770">類型</th> <th data-bbox="1051 719 1374 770">規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 770 1051 822">煙突、排気塔その他これらに類するもの</td> <td data-bbox="1051 770 1374 822">高さ 5 m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 822 1051 918">鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの</td> <td data-bbox="1051 822 1374 918"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 918 1051 1014">高架水槽、物見塔その他これらに類するもの</td> <td data-bbox="1051 918 1374 1014"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1014 1051 1256">観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設</td> <td data-bbox="1051 1014 1374 1256">高さ 5 m 又は築造面積 10 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1256 1051 1308">コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設</td> <td data-bbox="1051 1256 1374 1308"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1308 1051 1359">自動車車庫の用途に供する施設</td> <td data-bbox="1051 1308 1374 1359"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1359 1051 1411">石油、ガス、飼料等の貯蔵施設</td> <td data-bbox="1051 1359 1374 1411"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1411 1051 1507">汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設</td> <td data-bbox="1051 1411 1374 1507"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1507 1051 1559">彫像、記念碑その他これらに類するもの</td> <td data-bbox="1051 1507 1374 1559"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1559 1051 1610">擁壁、さく、塀その他これらに類するもの</td> <td data-bbox="1051 1559 1374 1610">高さ 1.5m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1610 1051 1706">電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの(その支持物を含む。)</td> <td data-bbox="1051 1610 1374 1706">高さ 10m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1706 1051 1758">空中線系(その支持物を含む。)</td> <td data-bbox="1051 1706 1374 1758"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1758 1051 1870">自動販売機</td> <td data-bbox="1051 1758 1374 1870">高さ 1 m</td> </tr> </tbody> </table> 2 1 の規模に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該外観の変更に係る部分の面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの	類型	規模	煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ 5 m	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの		高架水槽、物見塔その他これらに類するもの		観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	高さ 5 m 又は築造面積 10 m <sup>2</sup>	コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設		自動車車庫の用途に供する施設		石油、ガス、飼料等の貯蔵施設		汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設		彫像、記念碑その他これらに類するもの		擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 1.5m	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの(その支持物を含む。)	高さ 10m	空中線系(その支持物を含む。)		自動販売機	高さ 1 m
類型	規模																												
煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ 5 m																												
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの																													
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの																													
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	高さ 5 m 又は築造面積 10 m <sup>2</sup>																												
コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設																													
自動車車庫の用途に供する施設																													
石油、ガス、飼料等の貯蔵施設																													
汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設																													
彫像、記念碑その他これらに類するもの																													
擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 1.5m																												
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの(その支持物を含む。)	高さ 10m																												
空中線系(その支持物を含む。)																													
自動販売機	高さ 1 m																												

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 生じるのり面又は擁壁 高さ 1.5m (2) 面積 300 m <sup>2</sup>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 生じるのり面又は擁壁 高さ 1.5m (2) 面積 300 m <sup>2</sup>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の期間が 90 日を超え、かつ、次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ 1.5m (2) 面積 50 m <sup>2</sup>
水面の埋立て又は干拓	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 生じるのり面又は擁壁 高さ 1.5m (2) 面積 300 m <sup>2</sup>
木竹の伐採	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 木竹の高さ 5m (2) 伐採面積 50 m <sup>2</sup>

### (3) 適用除外行為

次に掲げる行為は、届出対象規模を超えていても、町に届出を行う必要はありません。

#### 1 景観法第16条第7項第1号に掲げるもの

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で次に掲げるもの

ア 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

イ 仮設の工作物の建設等

ウ 次に掲げる木竹の伐採

(ア) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

(イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

(ウ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

(エ) 仮植した木竹の伐採

(オ) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

エ アからウに掲げるもののほか、次に掲げる行為

(ア) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(イ) 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

a 建築物の建築等

b 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する道路（私道を除く。）から容易に望見されることのない物干場その他の工作物及び消火設備を除く。）の建設等

c 木竹の伐採

d 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（高さ 1.5m以下のものを除く。）

e 特定照明

オ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- (ア) 建築物の建築等
- (イ) 高さが 1.5m を超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
- (ウ) 用排水施設（幅員が 2 m 以下の用排水路を除く。）又は幅員が 2 m を超える農道若しくは林道の設置
- (エ) 土地の開墾
- (オ) 森林の皆伐
- (カ) 水面の埋立て又は干拓

## 2 景観法第 16 条第 7 項第 2 号から第 10 号までに掲げるもの

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 景観重要建造物について、景観法第 22 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為
- (3) 景観計画に景観法第 8 条第 2 項第 5 号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- (4) 景観重要公共施設について、景観法第 8 条第 2 項第 5 号ハ(1)から(6)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- (5) 景観法第 55 条第 2 項第 1 号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第 15 条の 2 第 1 項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- (6) 国立公園又は国定公園の区域内において、景観法第 8 条第 2 項第 5 号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- (7) 景観法第 61 条第 1 項の景観地区（(8)において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
- (8) 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて景観法第 72 条第 2 項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- (9) 地区計画等（都市計画法第 4 条第 9 項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第 12 条の 5 第 2 項第 3 号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 32 条第 2 項第 2 号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第 32 条第 2 項第 3 号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 31 条第 2 項第 4 号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。以下同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号）第 9 条第 2 項第 2 号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）第 5 条第 3 項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められている区域に限る。）内で、景観法第 8 条第 3 項第 2 号の制限で景観計画に定められたもののすべてが地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集

落地区整備計画において定められている場合に、当該地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更

### 3 景観法第 16 条第 7 項第 11 号に掲げるもの

#### (1) 政令で定める行為

ア 景観計画に定められた開発行為又は景観法施行令第 21 条各号に掲げる行為の制限のすべてについて景観法第 73 条第 1 項又は第 75 条第 2 項の規定に基づく条例で景観法施行令第 22 条第 3 号イ又はロ（第 24 条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為

イ 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて景観法第 75 条第 1 項の規定に基づく条例で景観法施行令第 23 条第 1 項第 1 号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等

ウ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 43 条第 1 項若しくは第 125 条第 1 項の許可若しくは同法第 81 条第 1 項の届出に係る行為、同法第 167 条第 1 項の通知に係る同項第 6 号の行為若しくは同法第 168 条第 1 項の同意に係る同項第 1 号の行為又は文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 4 条第 2 項の許可若しくは同条第 5 項の協議に係る行為

#### (2) 条例で定める行為

ア 岩手県文化財保護条例（昭和 51 年岩手県条例第 44 号）第 16 条第 1 項若しくは第 41 条第 1 項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第 34 条第 1 項の規定により届け出て行う行為

イ 岩手県文化財保護条例第 16 条第 1 項ただし書又は第 41 条第 1 項ただし書の規定により届け出て行う行為

ウ 一戸町文化財保護条例（昭和 34 年一戸町条例第 12 号）第 15 条第 1 項若しくは第 36 条第 1 項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第 31 条第 1 項の規定により届け出て行う行為

エ 一戸町文化財保護条例第 15 条第 1 項ただし書または第 36 条第 1 項ただし書の規定により届け出て行う行為

オ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で堆積の期間が 90 日を超えないもの

### 3. 景観形成基準

景観計画では、届出対象行為についてそれぞれの行為ごとに景観形成基準を定めています。町は届出を受けて景観形成基準への適合を審査し、必要に応じて指導・勧告や、形態意匠の変更命令等を行います。

#### 【景観形成基準】

##### ① 一般地域（特定景観地域を除く。）内での景観形成基準

別表1（一般地域）のとおりとします。

##### ② 特定景観地域内での景観形成基準

別表2（特定景観地域）のとおりとします。

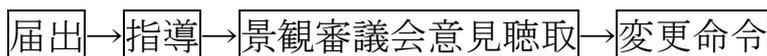
#### 【景観形成基準の運用方法等】

##### (1)届出対象となる規模の行為について

町は、届出に基づき、行為の内容が、景観形成基準に合致しているか審査を行います。景観形成基準に合致していないと認められた場合、次の方法で指導等を行います。

##### ア 建築物及び工作物の形態意匠に関する基準について

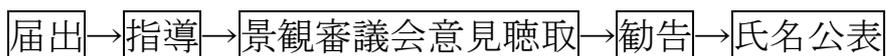
- ① 景観形成基準に適合するよう、指導を行います。
- ② 指導に従わない場合、景観審議会の意見を聴いた上で、必要な措置をとることを、景観法第17条第1項に基づき命令します。
- ③ 行為者がこの命令に違反した場合、景観法第101条の規定により、罰則が適用されます。



※②の命令の前に景観法第16条第3項に基づき勧告する場合があります。

##### イ 建築物及び工作物の形態意匠に関するもの以外の基準について

- ① 景観形成基準に適合するよう、指導を行います。
- ② 指導に従わない場合、景観審議会の意見を聴いた上で、景観形成基準に適合させるため、必要な措置を取ることを景観法第16条第3項に基づき勧告します。
- ③ 勧告を受けた行為者が、その勧告に従わない場合、氏名及び勧告の内容を公表します。



##### (2)届出対象とならない規模の行為について

届出対象規模を超えない規模の行為を行おうとする者は、景観形成基準への適合状況を自主的に確認し、それぞれの行為が景観形成基準を満たすよう自発的な対応に努める必要があります。

別表 1 (一般地域)

行為類型	区分	規制の視点	景観形成基準		
			自然景観地区	農山村景観地区	市街地景観地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	眺望	地域の景観資産(※1)として町が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。		
		壁面の位置	道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間の創出に努めること。	道路等の公共空間に面する壁面位置は、周辺のまち並みの連続性との調和に努めること。	
		高さ	原則として15mを超えないよう努めること。(やむを得ない事情により15mを超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(※2)を行うこと。)	原則として21mを超えないよう努めること。(やむを得ない事情により21mを超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(※2)を行うこと。)	周辺のまち並み等が形成するスカイラインから突出しない高さとするよう努めること。
	形態意匠	周辺との調和	周辺地域のまち並みや景観と調和した形態意匠とするよう努めること。		
		地域性	町が登録した地域の景観資産(※1)の周辺では、その特性と調和した形態意匠とするよう努めること。		
		外壁(圧迫感)	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。		
		屋根形状	原則として陸屋根を避けるよう努めること。(やむを得ない事情により陸屋根とする場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(※2)を行うこと。)	—	
	色彩	推奨色	屋根及び外壁等は、純色等(※3)は用いず、原則として推奨色(※4)を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。 屋根及び外壁等は、周辺の建築物等と同様の色調の色を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。		
		避けるべき色の範囲	やむを得ず純色等(※3)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の15%以内とすること。	やむを得ず純色等(※3)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の20%以内とすること。	やむを得ず純色等(※3)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の25%以内とすること。

	素材	周辺との調和	屋根及び外壁等は、地場の自然素材や伝統的素材等を活用し、周辺地域のまち並みや景観との調和に努めること。		
		経年変化	屋根及び外壁等は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。		
		反射	屋根及び外壁等に、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。		
	敷地	緑化率	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に、緑化率（※5）20%以上の緑化に努めること。	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に、緑化率（※5）15%以上の緑化に努めること。	敷地内は、原則として、緑化率（※5）10%以上の緑化に努めること。
		既存樹木	敷地内に既存の樹木がある場合には、保存と活用に努めること。		
		門、塀及び柵等	門、塀、柵等を設置する場合は、周辺と調和した形態意匠や素材とするよう努めること。		
	その他	付帯設備	建築物に付帯する設備は、植栽、塀、壁等で遮へいし、道路等の公共空間から水平視線で見えないよう努めること。		
		照明	屋外照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。		
		既存の改善	増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。		
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	眺望	地域の景観資産（※1）として町が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。		
		位置	主要な道路（※6）の境界から5m以上後退した位置にするよう努めること。（擁壁、さく、塀、自動販売機その他これらに類するものを除く。）		
		高さ	道路等の公共空間から見て、周辺の山並みのりょう線を切らないような高さとするよう努めること。	周辺のまち並み等が形成するスカイラインから突出しない高さとするよう努めること。	
	形態意匠	周囲との調和	周辺地域のまち並みや景観と調和した形態意匠とするよう努めること。 擁壁にあっては、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。		
		色彩	推奨色	純色等（※3）は用いず、周辺の景観と調和するよう努めること。（自動販売機を除く。）	
		素材	経年変化	外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。	

	敷地	緑化	敷地内はできる限り緑化し、既存の樹木がある場合は、保存と活用に努めること。
	その他	照明	照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。
		自動販売機	屋外に設置する自動販売機は、位置や外観の色彩の検討や、被覆等により、周辺景観と調和するよう努めること。
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓	形状・緑化	圧迫感・威圧感	できる限り現状の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないよう努めること。
		緑化	のり面はできる限り緑化が可能なよう配とし、周囲の植生と調和した緑化に努めること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の方法	調和	秩序ある物の堆積により、周辺の景観と調和するよう努めること。
		離れ（圧迫感）	道路等の公共空間に面する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を堆積するよう努めること。
	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。
鉱物の掘採又は土石の採取	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。
	行為後の措置	緑化	行為後は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。

※1 地域の景観資産 地域の景観（眺望、まち並み又は建築物等）の資産として、町が登録したものをいう。

※2 必要な措置 原則に適合しない項目について、他の方策により、原則に適合した場合と同等程度の効果を得られるよう景観対応を行い、計画書を提出すること。

※3 純色等 マンセル表色系（J I S Z 8721）において、各色相の最も彩度の高い色及び彩度10度以上の色をいう。

※4 推奨色 マンセル表色系（J I S Z 8721）において、次の範囲の色をいう。

色相	外壁		屋根	
	明度	彩度	明度	彩度
R (赤) 系	2.5 以上 6.0 未満	6.5 以下	6.0 未満	6.5 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 6.5 以下		
YR (黄赤) 系	3.0 以上 7.0 未満	6.5 以下	7.0 未満	6.5 以下
	2.5 以上 3.0 未満	1.5 を超え 6.5 以下		
Y (黄) 系	3.0 以上 7.5 未満	6.0 以下	7.5 未満	6.0 以下
	2.5 以上 3.0 未満	1.5 を超え 6.0 以下		
GY (黄緑) 系	3.0 以上 7.0 未満	5.5 以下	7.0 未満	5.5 以下
	2.5 以上 3.0 未満	1.5 を超え 5.5 以下		
G (緑) 系	2.5 以上 6.5 未満	5.0 以下	6.5 未満	5.0 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 5.0 以下		
BG (青緑) 系	2.5 以上 6.0 未満	5.0 以下	6.0 未満	5.0 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 5.0 以下		
B (青) 系	2.5 以上 5.5 未満	5.0 以下	5.5 未満	5.0 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 5.0 以下		
PB (青紫) 系	2.0 以上 5.0 未満	5.5 以下	5.0 未満	5.5 以下
	1.5 以上 2.0 未満	1.5 を超え 5.5 以下		
P (紫) 系	2.0 以上 5.0 未満	5.5 以下	5.0 未満	5.5 以下
	1.5 以上 2.0 未満	1.5 を超え 5.5 以下		
RP (赤紫) 系	2.5 以上 5.5 未満	6.0 以下	5.5 未満	6.0 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 6.0 以下		
N (無彩色)	2.0 以上 9.0 未満	—	2.0 以上 7.0 未満	—

緑被面積 (㎡)

※5 緑化率 (%) 緑化率 (%) =  $\frac{\text{緑被面積 (㎡)}}{\text{敷地面積 (㎡)} \times (1 - \text{建ぺい率})} \times 100$

(1) 必要緑被面積の計算は以下の方法で算定する。

① 都市計画区域内では、(敷地面積) × (1 - 建ぺい率) × (景観形成基準で定める緑化率) で算出する。

(例) : 市街地景観地区 (敷地面積 1,000 ㎡ 建ぺい率 50% の場合)  $1,000 \times (1 - 0.5) \times 10\% = 50 \text{ ㎡}$

② 都市計画区域外では敷地面積 × (1 - 0.7) × (景観形成基準で定める緑化率) で算出する。

(例) 自然景観地区  $1,000 \times (1 - 0.7) \times 20\% = 60 \text{ ㎡}$

(2) 緑被面積の算定は、次のそれぞれにより算定された緑被面積の合計とする。

① 樹木

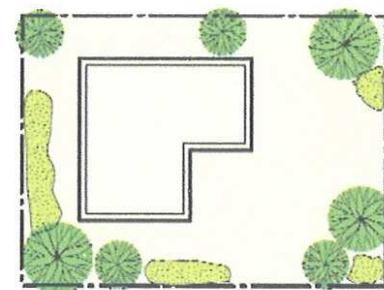
樹木は、樹冠の水平投影面積を実測するか、若しくは下表を用いて算出する。

樹木の高さ	緑被面積
1 m 以下の場合	0.5 ㎡
1 m を超え 2 m 以下の場合	1.5 ㎡
2 m を超え 3 m 以下の場合	3.5 ㎡
3 m を超え 4 m 以下の場合	6.0 ㎡
4 m を超え 5 m 以下の場合	10.5 ㎡
5 m を超え 6 m 以下の場合	14.0 ㎡
6 m を超える場合	19.5 ㎡

② 生垣

生垣の場合は、生垣の延長に 0.6m を乗じて算出する。

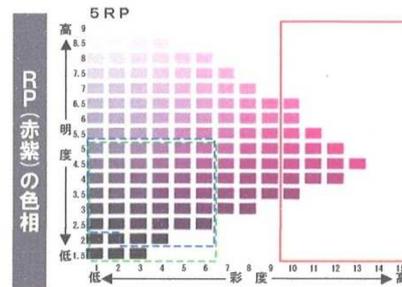
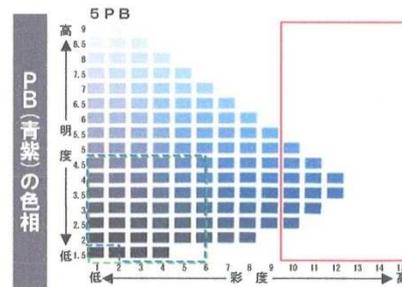
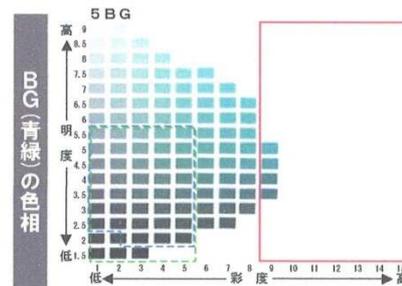
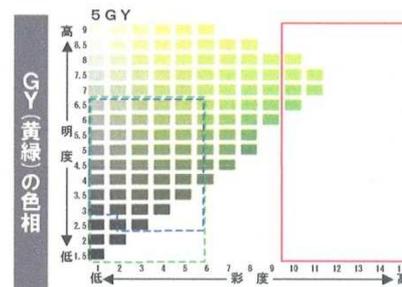
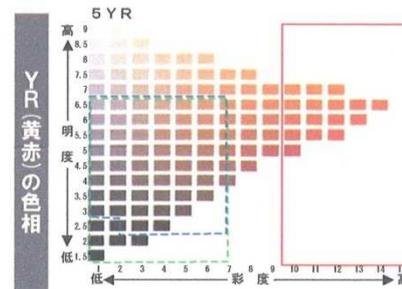
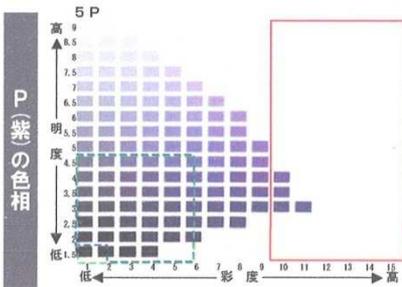
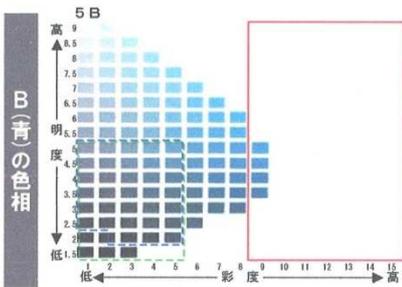
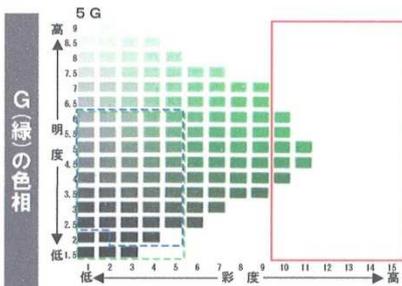
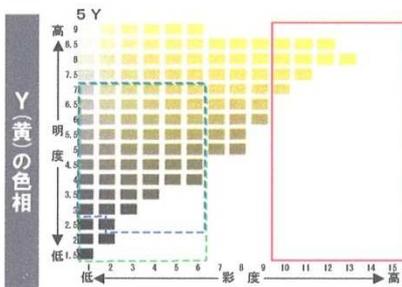
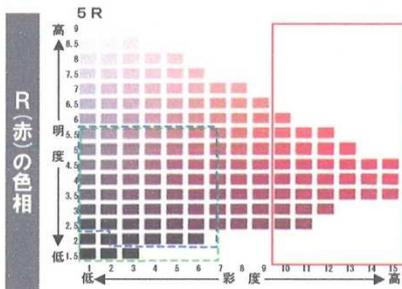
(例) 生垣の延長 30m の場合  $30\text{m} \times 0.6\text{m} = 18 \text{ ㎡}$  (緑被面積)



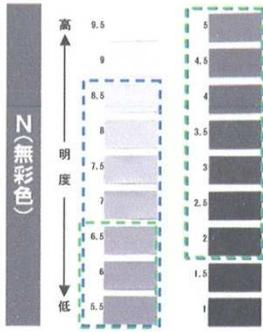
※ 芝生は緑被面積には含まれません

※6 主要な道路 国県道をいう。

参考図 純色等及び推奨色の範囲



     外壁の推奨色の範囲           純色等の範囲  
     屋根の推奨色の範囲



外壁の推奨色の範囲

屋根の推奨色の範囲



純色等の範囲

別表 2 (特定景観地域)

行為類型	景観形成基準			
	区分	規制の視点		
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	眺望の確保	地域の景観資産(※1)をできる限り阻害せず、周辺の景観から突出した印象を与えない位置及び規模とするよう努めること。	
			良好な景観が見渡せる眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。	
		地形の保存	自然の地形をできる限り生かすよう努めること。	
		壁面の後退	道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間の創出に努めること。	
			隣地境界からできる限り離し、隣地相互においてゆとりある空間の確保に努めること。	
		高さ	原則として13mを超えないよう努めること。	
	やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(※2)を行うこと。			
	形態意匠	周辺との調和	外観は、周辺の景観と調和した形態意匠とするよう努めること。	
		地域性	歴史文化的景観と調和した形態意匠とするよう努めること。	
		外壁(圧迫感)	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。	
		屋根形状	適度な勾配を有するものとし、背景のりょう線と調和した形態とするよう努めること。	
		色彩	推奨色	屋根及び外壁等は、純色等(※3)は用いず、原則として推奨色(※4)を用いるよう努めること。また、周辺の建築物等と同様の色調の色を用いる等、周辺の景観と調和するよう努めること。
			避けるべき色の範囲	やむを得ず純色等(※3)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の20%以内とすること。

	素材	周辺との調和	屋根及び外壁等は、自然素材等を活用するなど、周辺の景観との調和に努めること。
		経年変化	屋根及び外壁等は、経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。
		反射	屋根及び外壁等に、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。
	敷地	緑化率	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に緑化率（※5）20%以上の緑化に努めること。
		既存樹木	敷地内に既存の樹木がある場合には、保存と活用に努めること。
		門、塀及び柵等	門、塀、柵等を設置する場合は、周辺と調和した形態意匠や素材とするよう努めること。
	その他	付帯設備	建築物に付帯する設備は、植栽、塀、壁等で遮へいし、道路等の公共空間から水平視線で見えないよう努めること。
		照明	屋外照明を設置する場合は、光源の種類、色、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。
		付属建物	車庫や物置等の付属建物を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態意匠や素材を用いるよう努めること。
		既存の改善	増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・規模・高さ	眺望の確保	地域の景観資産（※1）をできる限り阻害せず、周辺の景観から突出した印象を与えない位置及び規模とするよう努めること。
			良好な景観が見渡せる眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。
		地形の保存	自然の地形をできる限り生かすよう努めること。
		位置	主要な道路（※6）の境界から5m以上後退するよう努めること。ただし、次のものを除く。 (1) 擁壁、さく、塀、自動販売機その他これらに類するもの (2) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系その他これらに類するもの（その支

			持物を含む。)。ただし、高さ 20m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 20mを超えるとときは 10m）以下のものに限る。	
		高さ	原則として高さは、13mを超えないものとし、道路等の公共空間から見て、周辺の山並みのりょう線を切らないよう努めること。ただし、機能上やむを得ない場合は、周辺の状況を勘案し、景観の形成上支障のないものについては、この限りでない。	
	形態意匠	周辺との調和	周辺の景観と調和した形態意匠とするよう努めること。擁壁にあつては、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。	
		色彩	推奨色	純色等（※3）は用いず、周辺の景観と調和するよう努めること。（自動販売機を除く。）
		素材	経年劣化	外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。
	敷地	緑化	敷地内はできる限り緑化し、既存の樹木がある場合は、保存と活用に努めること。	
	その他	照明		照明を設置する場合は、光源の種類、色、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。
				照明を設置する場合は、動光又は点滅を伴わないものとする。こと。（他法令等により設置が義務付けられているものは除く。）
		自動販売機		屋外に設置する自動販売機は、単独とせず、建物等に添った位置や色彩、被覆等により、周辺の景観と調和させるよう努めること。
	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓	形状及び緑化	圧迫感・威圧感	できる限り現況の地形を生かし、長大なり面及び擁壁が生じないように努めること。
緑化			のり面は、できる限り緑化が可能なよう配とし、周辺の植生と調和した緑化に努めること。	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の方法	調和	秩序ある物の堆積により、周辺の景観と調和するよう努めること。	
		離れ	道路等の公共空間に面する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を堆積するよう努めること。	
		高さ	物を積み上げる場合には、眺望の妨げや圧迫感の軽減	

			に配慮し、高さを低くするよう努めること。
	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺の景観と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。
鉱物の掘採又は土石の採取	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺の景観と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。
	行為後の措置	緑化	行為後の跡地は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。
木竹の伐採	伐採の規模・方法等	規模	木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限の規模とするよう努めること。
		道路沿い	道路の境界付近の木竹は、保存するよう努めること。
		既存樹木	樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、保存又は移植による活用に努めること。
	行為後の措置	緑化	伐採後の跡地は、行為後の土地利用に応じ、周辺の景観と調和するよう緑化に努めること。

※1 地域の景観資産 地域の景観（眺望、まち並み又は建築物等）の資産として、町が登録したものをいう。

※2 必要な措置 原則に適合しない項目について、他の方策により、原則に適合した場合と同等程度の効果を得られるよう景観対応を行い、計画書を提出すること。

※3 純色等 マンセル表色系（J I S Z 8721）において、各色相の最も彩度の高い色及び彩度10度以上の色をいう。

※4 推奨色 マンセル表色系（J I S Z 8721）において、次の範囲の色をいう。

色相	外壁		屋根	
	明度	彩度	明度	彩度
R (赤) 系	2.5 以上 6.0 未満	6.5 以下	6.0 未満	6.5 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 6.5 以下		
YR (黄赤) 系	3.0 以上 7.0 未満	6.5 以下	7.0 未満	6.5 以下
	2.5 以上 3.0 未満	1.5 を超え 6.5 以下		
Y (黄) 系	3.0 以上 7.5 未満	6.0 以下	7.5 未満	6.0 以下
	2.5 以上 3.0 未満	1.5 を超え 6.0 以下		
GY (黄緑) 系	3.0 以上 7.0 未満	5.5 以下	7.0 未満	5.5 以下
	2.5 以上 3.0 未満	1.5 を超え 5.5 以下		
G (緑) 系	2.5 以上 6.5 未満	5.0 以下	6.5 未満	5.0 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 5.0 以下		
BG (青緑) 系	2.5 以上 6.0 未満	5.0 以下	6.0 未満	5.0 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 5.0 以下		
B (青) 系	2.5 以上 5.5 未満	5.0 以下	5.5 未満	5.0 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 5.0 以下		
PB (青紫) 系	2.0 以上 5.0 未満	5.5 以下	5.0 未満	5.5 以下
	1.5 以上 2.0 未満	1.5 を超え 5.5 以下		
P (紫) 系	2.0 以上 5.0 未満	5.5 以下	5.0 未満	5.5 以下
	1.5 以上 2.0 未満	1.5 を超え 5.5 以下		
RP (赤紫) 系	2.5 以上 5.5 未満	6.0 以下	5.5 未満	6.0 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 6.0 以下		
N (無彩色)	2.0 以上 9.0 未満	—	2.0 以上 7.0 未満	—

緑被面積 (㎡)

※5 緑化率 (%) 緑化率 (%) =  $\frac{\text{緑被面積 (㎡)}}{\text{敷地面積 (㎡)} \times (1 - \text{建ぺい率})} \times 100$

(1) 必要緑被面積の計算は以下の方法で算定する。

① 都市計画区域内では、(敷地面積) × (1 - 建ぺい率) × (景観形成基準で定める緑化率) で算出する。

(例) : 市街地景観地区 (敷地面積 1,000 ㎡建ぺい率 50%の場合)  $1,000 \times (1 - 0.5) \times 10\% = 50 \text{ ㎡}$

② 都市計画区域外では敷地面積 × (1 - 0.7) × (景観形成基準で定める緑化率) で算出する。

(例) 自然景観地区  $1,000 \times (1 - 0.7) \times 20\% = 60 \text{ ㎡}$

(2) 緑被面積の算定は、次のそれぞれにより算定された緑被面積の合計とする。

① 樹木

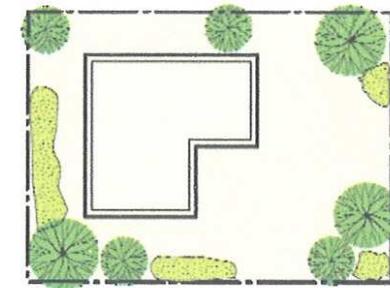
樹木は、樹冠の水平投影面積を実測するか、若しくは下表を用いて算出する。

樹木の高さ	緑被面積
1 m 以下の場合	0.5 ㎡
1 m を超え 2 m 以下の場合	1.5 ㎡
2 m を超え 3 m 以下の場合	3.5 ㎡
3 m を超え 4 m 以下の場合	6.0 ㎡
4 m を超え 5 m 以下の場合	10.5 ㎡
5 m を超え 6 m 以下の場合	14.0 ㎡
6 m を超える場合	19.5 ㎡

② 生垣

生垣の場合は、生垣の延長に 0.6m を乗じて算出する。

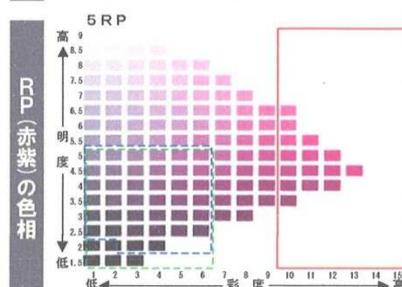
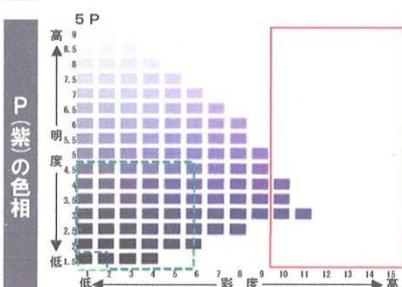
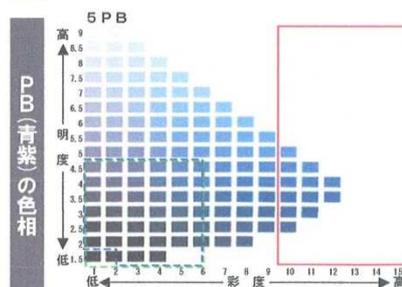
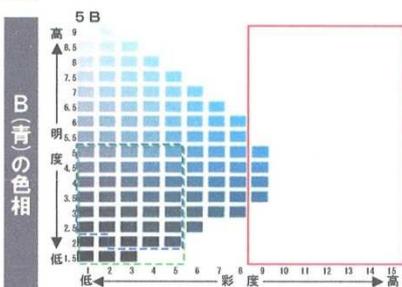
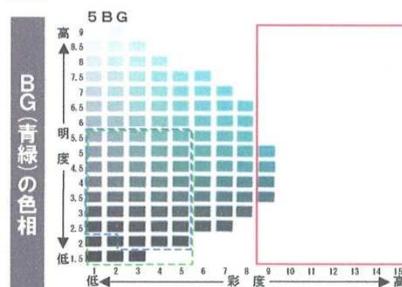
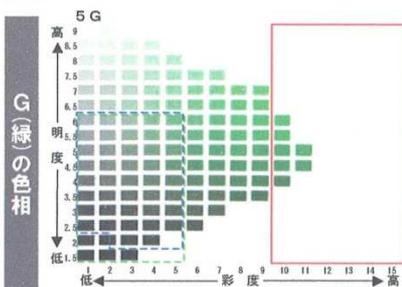
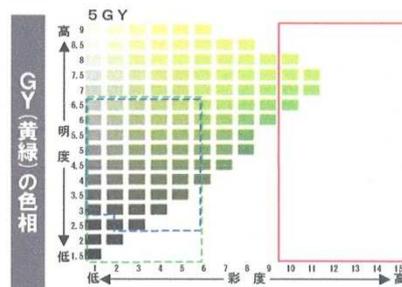
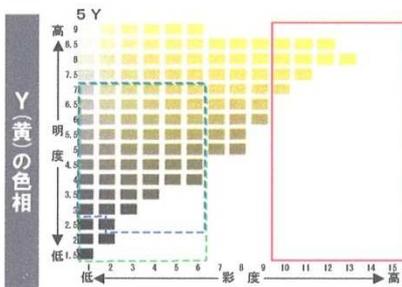
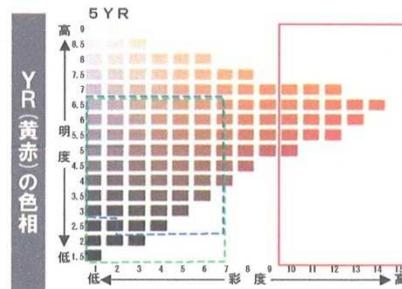
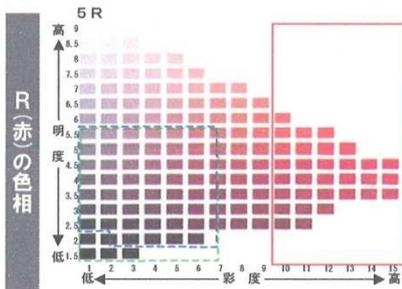
(例) 生垣の延長 30m の場合  $30\text{m} \times 0.6\text{m} = 18 \text{ ㎡}$  (緑被面積)



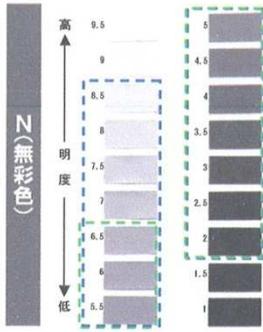
※ 芝生は緑被面積には含まれません

※6 主要な道路 国県道をいう。

参考図 純色等及び推奨色の範囲



   外壁の推奨色の範囲       純色等の範囲  
   屋根の推奨色の範囲



   外壁の推奨色の範囲
    純色等の範囲

   屋根の推奨色の範囲

## 4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

町は、景観法第19条及び第28条に基づき、景観重要建造物及び景観重要樹木を指定します。

地域のシンボルとなる建造物や樹木は、周囲の景観に重要な役割を果たしており、このような建造物や樹木を保全するため、以下の方針により、景観重要建造物及び景観重要樹木を指定していきます。

この指定によって、現状変更や伐採等に町長の許可を必要とする等、保全のための必要な規制を行うことが可能となります。

### 【景観重要建造物】

#### ① 対象

ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

#### ② 指定の手続き

一戸町景観審議会の意見を聴いた上で、指定を行います。

### 【景観重要樹木】

#### ① 対象

ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

#### ② 指定の手続き

一戸町景観審議会の意見を聴いた上で、指定を行います。

## 5. 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限

奇抜な色彩を用いるなど周囲の景観に調和しない屋外広告物は景観の阻害要素であることから、良好な景観形成を図るため、屋外広告物についても適正な規制誘導を行う必要があります。

現在、岩手県の屋外広告物条例に基づいて規制が行われていますが、今後は地域特性に応じたきめ細かな景観形成を図るため、町独自の「屋外広告物条例」の制定について検討を進めます。

## 6. 景観重要公共施設整備に関する事項

#### ① 景観重要公共施設制度の概要

景観計画区域内にある道路、河川、公園等の公共施設は景観の形成上、大きな影響を及ぼします。

景観重要公共施設制度は、景観上、特に重要な公共施設を指定し、その公共施設の整備等について、景観計画に沿って行うことを管理者に義務付けることができます。

## ② 基本的な事項（今後の方針）

良好な景観の形成上、骨格となる広域的な道路又は河川等について、景観重要公共施設として指定することを検討します。

# 7. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

## ① 景観農業振興地域整備計画の概要

農山村地域は、農林産物の生産の場であるとともに、自然に働きかけながら永い年月を経て創り出された景観は、見る人に心の安らぎを与えてくれます。

しかしながら、近年、耕作放棄地の増加や、過疎化、高齢化等の要因による地域環境の管理に支障が生じており、農山村の景観の魅力が損なわれてきています。

景観農業振興地域整備計画とは、このような課題に対応するため、景観と調和の取れた良好な営農条件を確保するとともに、その区域内における土地の農業上の利用に関する事項等を定め、農山村の景観を計画的に保全し、管理していこうとするものです。

## ② 基本的な事項（今後の方針）

良好な田園景観の保全や耕作放棄地の解消、田園景観と調和した農業施設の整備を推進するため景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

## 第7章 良好な景観の形成のための取り組み

---

### 1. 町民・事業者・行政の役割

良好な景観の形成のためには、町等の行政だけではなく、様々な主体が参画し、適切な役割分担と協働の下、積極的に取り組む必要があります。

それぞれの主体がどのような役割を担うのか、あらかじめ明らかにすることで、この参画と協働による良好な景観の形成を図ります。

#### 【町】

- ① 景観法に基づく景観行政団体として、町全体の良好な景観の形成が整合的に行われるよう町域全体の良好な景観の形成の方向性と将来像を示し、自ら広域的かつ先導的に良好な景観の形成に取り組めます。
- ② 良好な景観の形成に関する町民、事業者の主体的かつ積極的な取り組みが促進されるよう必要な支援をします。

#### 【事業者（建築物の建築等、景観に影響を与える開発等の行為を行う者）】

- ① 自らの事業活動が地域の景観に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動を行うに当たっては、地域の景観に配慮するものとします。
- ② 町が実施する良好な景観の形成に関する施策や、地域の住民やNPO等が行う良好な景観の形成に関する取り組みを理解し、協力するよう努めるものとします。

#### 【町民】

- ① 良好な景観は、町民一人ひとりの日常の行為の積み重ねから創られていきます。このことから地域の景観に関心を持ち、自らが魅力ある景観を形成する主役であるとの認識のもと、町民の共通資産である良好な景観の保全に努めます。
- ② 新たな価値の創造に向けて自らができることを主体的に取り組み、次世代が夢を持ってつないでいけるよう努めるものとします。
- ③ 町が行う良好な景観の形成に関する施策に協力するものとします。

## 2. 良好な景観形成の推進のための取り組み

一戸町らしい景観づくりには、町民・事業者・行政等の各主体が、前章までの「景観づくりの目標像」「良好な景観の形成に関する方針」や「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」などの内容を十分理解し、それぞれが取り組みを実践していくことが必要となります。

今後、町全体で協力しながら、良好な景観づくりを推進する気運の盛り上がりを築いていくため、行政が主体となり、次に示す取り組みを検討していきます。

### ① 景観づくりにかかる普及啓発

景観計画に示されている目標や方針等の方向性を町全体で共有化するため、普及啓発を行うことが重要であり、積極的に周知を図っていきます。

具体的には、分かりやすいパンフレットを作成するなど、周知・広報活動等を適切に進めるとともに、町民が地域の景観に愛着を持ってもらえるような学習機会の創出やイベントの開催等に取り組んでいきます。

また、町内の良好な景観について、季節ごとに楽しめるような観光ルートなどを掲載したパンフレットの提案などを行い、町内外にその魅力を積極的に PR していきます。

#### 具体的な取り組み

- (例) ○景観づくりに関する表彰制度
  - 景観を知る機会の創出（景観教育や景観フォーラム）
  - 一戸町景観 10 景の作成

### ② 景観資産等を活かした景観づくりの推進

豊富な景観資産や地形を利用した個性的な集落の景観等によって形成されている一戸町では、これらの個々の資産や集落風景を活かしていくことが重要であり、町民・行政等が連携して取り組むことが必要となります。

具体的には、景観資産といった景観づくりの制度を積極的に活用していくことが重要です。また、そのためには町民がこれらに積極的に関与する、関与できるようにすることが大切であり、必要な活動の支援や助成等に努めます。

#### 具体的な取り組み

- (例) ○景観づくり活動の支援、助成等
  - 特定景観地域の指定推進
  - 景観資産の登録推進等

### ③ 景観づくりを進めるための体制づくり

良好な景観づくりの推進には、行政の担当部局だけでなく、関係する様々な主体が連携して取り組んでいける体制を構築することが重要となります。

具体的には、景観づくりを総合的に検討するため、町民代表、学識経験者等の専門家、行政等による景観審議会を設置し、第三者の視点から景観づくりを評価、検証、見直しをできる体制をつくります。

また、行政内では、道路や公園、公共建築物等の公共施設の整備やサイン、案内板や散策路の整備、観光等の各種イベントなど、様々な部署で景観づくりに関係することが行われています。これらの連携を図り、町内で一体となって景観づくりを進めていくため、庁内の連絡調整を行う場を検討していきます。

さらに、より機動的に、きめ細かく、専門的な見地から景観づくりにアドバイスや技術的支援を行うため、景観づくりアドバイザー制度の創設を検討し、大規模建築物等の協議や地区の景観づくり、公共施設の景観づくり等の際に活用できることを目指します。

#### 具体的な取り組み

- (例) ○景観審議会の設置
  - 景観づくりアドバイザー制度の創設
  - 庁内の連絡・調整の場の設置（連絡調整会議）

#### ④ 景観法や関連制度・活動等の効果的な活用や連携

本計画は景観法に基づく景観計画であり、法に基づく届け出やそれらに対する勧告や変更命令制度などを活用した、実効性のある規制・誘導が可能となります。

屋外広告物は、景観法では直接の規制・誘導はできませんが、景観づくりに影響する大切な要素の一つです。現在は岩手県屋外広告物条例によって規制・誘導が行われていますが、一戸町は景観行政団体となったため、屋外広告物条例の制定も含め、町の特性に合わせた独自の基準により規制・誘導に取り組むことを検討します。

また、一戸まつりや市日など、町内では様々な活動が行われており、これらは美しい一戸の風景を盛り立てる要素にもなっています。

このように、風景に関連する様々な法制度や活動を活かし、これらと連携をとって風景づくりに取り組んでいきます。

#### 具体的な取り組み

- (例) ○景観法を活用した建築物の建築等の規制・誘導
  - 一戸町屋外広告物条例の制定の検討
  - 一戸まつりなどの各種イベント、文化的景観の保存活動との連携（景観づくりのPR）

### 3. 身の周りの景観に目を向けた暮らし方の提言

毎日の生活において、身の周りや地域の景観にもっと目を向けて暮らすことは、新たな景観の魅力を見出すことにつながり、日々の暮らしを豊かにしてくれます。

また、自分のできる範囲で、改善に取り組むことは、建築物の建築等といった大きな行為と同じく、美しく魅力ある景観を実現する上で大切な意味を持ちます。

本計画は、このような、身の周りの景観に目を向けた暮らし方を次のとおり提案します。

- ◎ ゴミを道ばたに捨てない等の社会のモラルやマナーを守りましょう。
- ◎ 身の周りの景観にもっと目を向け、関心を持ちましょう。
- ◎ 自分の土地や建物が、地域の景観を創っています。そのことを考えて暮らしましょう。
- ◎ 地域の伝統行事や祭り等には積極的に参加し、大切にしましょう。
- ◎ 地域の景観の魅力を見つけ、その価値を高める活動に積極的に参加しましょう。
- ◎ 景観の魅力を高めて、生活を豊かにしましょう。
- ◎ 無秩序な伐採や開発はしないように心がけましょう。
- ◎ 身近な道路や河川を清掃し、景観を損なわない雰囲気をつくりましょう。

一戸町

〒028-5311 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24-9

電話 0195-33-2111 FAX0195-33-3770

E-mail [ichinohe@town.ichinohe.iwate.jp](mailto:ichinohe@town.ichinohe.iwate.jp)